

役員等報酬規程

社会福祉法人こどものいえ

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人こどものいえ定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下、「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(評議員の報酬)

第2条 評議員の報酬は、定款第8条の規定に基づき、無報酬とする。

(役員報酬)

第3条 役員報酬は、定款第21条の規定に基づき、無報酬とする。

(公表)

第4条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

付則

この規程、は平成30年7月1日より施行する。